

答 申 書

令和7年9月29日

鳥取県西部広域行政管理組合
管理者 米子市長 伊木隆司 様

桜の苑指定管理者候補者選定委員会
委員長 藤 井 雄 三

令和7年9月25日付け発鳥西施第674号-1 諮問書により貴職から諮問を受けた「桜の苑指定管理者の候補者の選定について」、本選定委員会は、関係資料の厳正なる調査審議を行い、この程結論を得るに至ったので、次のとおり答申する。

1 諮問の内容

鳥取県西部広域行政管理組合営火葬場の指定管理者候補者の選定について、申請者から提出された提案書等により、火葬場の管理を適正に行うことができるものであるかどうか調査審議すること。

2 調査審議の方法

指定管理者候補者による施設の管理に適正を欠く面がないか、また、そのおそれがないか調査審議を行った。

当該候補者の選定を行うに当たっては、法人等が提出した事業計画書等及び貴下所管部局が作成された指定管理者候補者選定基準・評定票に沿った各委員の評定に基づき、選定委員会で協議のうえ最終評定を行い、順位を決定することとした。

3 答申

本選定委員会が上記の調査審議を行った結果、その対象となる公の施設の管理に著しく適正を欠く面は認められなかった。

したがって、別紙の指定管理者候補者案（選定委員会答申）のとおりに、優先交渉権の順位付けを行ったので、第1順位としている者を指定管理者の最終的な候補者とすることが適当と考える。

貴職におかれては、以上の答申の内容を尊重され、適切な指定管理者の候補者の選定に努められたい。

指定管理者候補者案（選定委員会答申）

1 施設の名称	鳥取県西部広域行政管理組合営桜の苑
2 指定管理の期間	5 年
3 選定の方法	公募により選定
4 選定（諮問） の形態	選定委員会により複数の法人等に優先交渉権を順位付け
5 応募件数及び 応募者の名称	2 件 ・さくらのその斎苑管理グループ ・東亜・宮本グループ
6 優先交渉権の 順位付け	[優先交渉権の順位付け] 第1 順位 東亜・宮本グループ 第2 順位 さくらのその斎苑管理グループ